

尾道市公立大学法人評価委員会の概要

1 尾道市公立大学法人評価委員会の位置付け

- (1) 地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 11 条の規定により、尾道市の附属機関として設置する。
- (2) 評価委員会は、中期目標の策定や中期計画の認可に際しての意見の提示、法人の業務実績についての評価を行うほか、評価結果を踏まえ必要に応じて業務運営の改善・勧告を行うなど、法人の運営に関し、第三者の視点から評価する。
- (3) 評価委員会の組織及び委員等必要な事項は、尾道市公立大学法人評価委員会条例で定める。

2 尾道市公立大学法人評価委員会条例の概要

(1) 委員

- ア 委員は 5 人以内
- イ 経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱
- ウ 任期は 2 年（再任可）

(2) 委員長

- ア 委員の互選により選任
- イ 委員長は会務を総理し、委員会を代表
- ウ 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理

(3) 会議

- ア 委員長が会議を招集し、議長に就任
- イ 委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- ウ 議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(4) 委員報酬（「尾道市報酬及び費用弁償に関する条例」で規定）

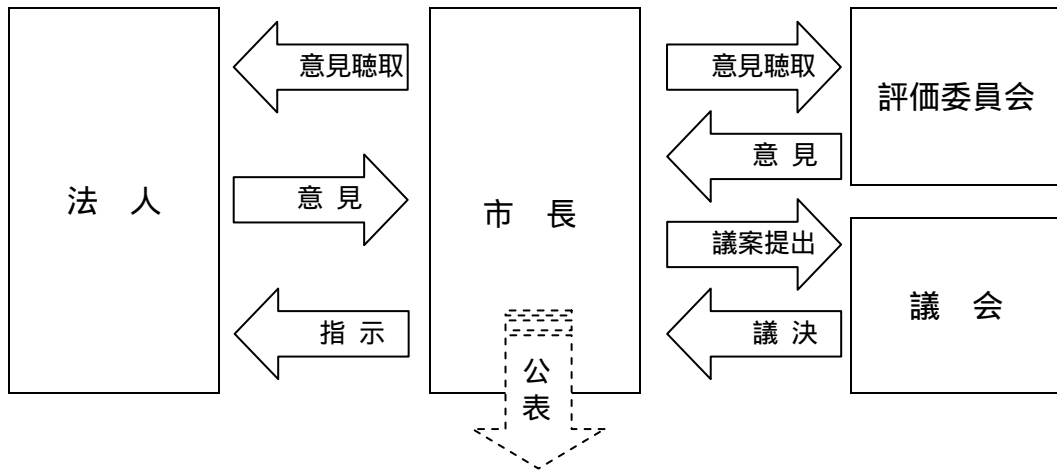
- ア 委員長 日額 10,000 円
- イ 委員 日額 9,000 円

3 評価委員会の業務内容

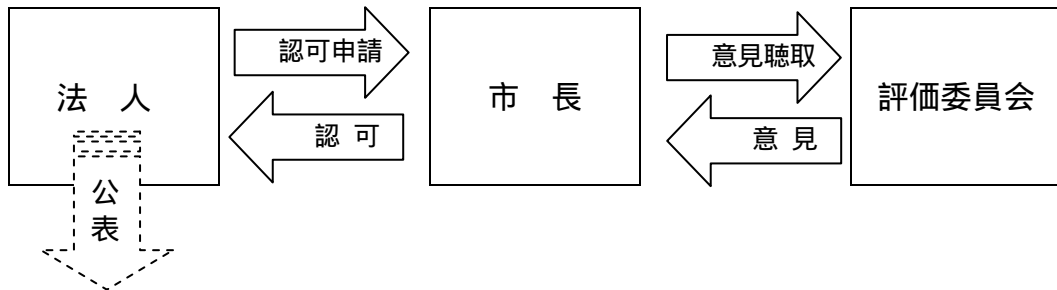
項 目		業 務 内 容	根拠法令
法人の業務実績に関する評価		各事業年度における業務の実績についての評価	法第 28 条第 1 項
		中期目標期間における業務の実績についての評価 (認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。)	法第 30 条第 1 項 (法第 79 条)
		法人への評価結果の通知及び必要に応じた業務運営の改善その他の勧告	法第 28 条第 3 項 法第 30 条第 3 項
		上記通知等に係る市長への報告及び公表	法第 28 条第 4 項 法第 30 条第 3 項
市長が評価委員会の意見を聴くもの	業務方法書	業務方法書を市長が認可しようとするときの意見	法第 22 条第 3 項
	中期目標	市長が中期目標を定め、又は変更しようとするときの意見	法第 25 条第 3 項
	中期計画	中期計画を市長が認可しようとするときの意見	法第 26 条第 3 項
	中期目標期間終了時	中期目標期間の終了時において、市長が法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっての意見	法第 31 条第 2 項
	財務関係	財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）を市長が承認しようとするときの意見	法第 34 条第 3 項
		毎事業年度の残余の額を、中期計画に定める剰余金の使途に充てることを市長が承認しようとするときの意見	法第 40 条第 5 項
		積立金を、次期中期目標期間における業務の財源に充てることを市長が承認しようとするときの意見	法第 40 条第 5 項
		中期計画に定める短期借入金の限度額を超えた短期借入を市長が認可しようとするときの意見	法第 41 条第 4 項
		短期借入金の借り換えを市長が認可しようとするときの意見	法第 41 条第 4 項
		条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供することを市長が認可しようとするときの意見	法第 44 条第 2 項
	市長への申出	法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に係る市長への意見の申出	法第 56 条第 1 項

4 評価委員会が行う主な業務の流れ

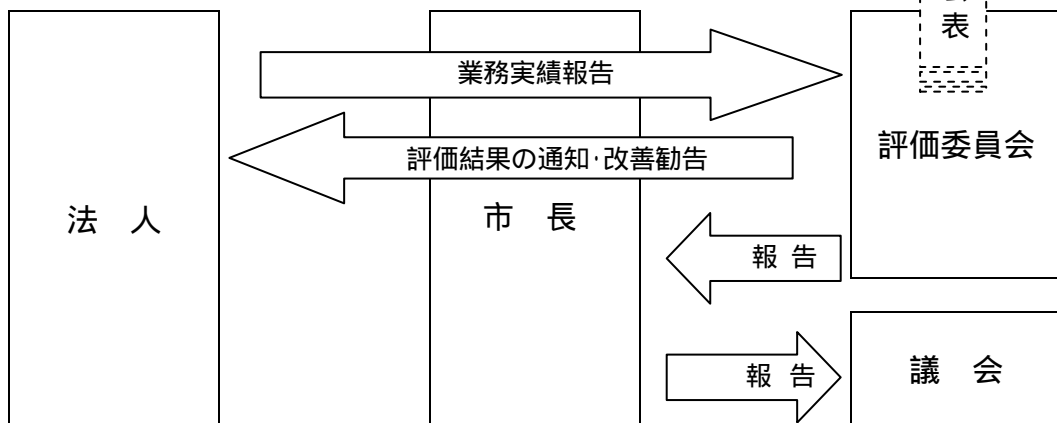
(1) 中期目標（法人化移行時）



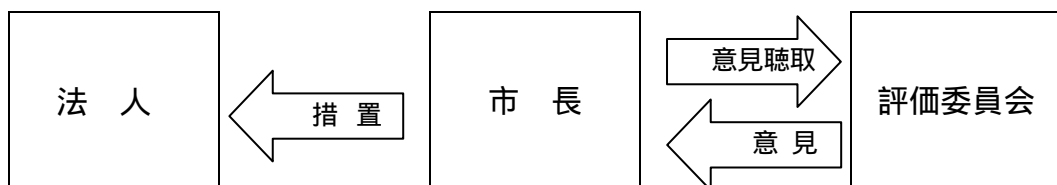
(2) 中期計画・業務方法書



(3) 中期計画・年度計画に対する業務実績評価



(4) 組織・業務の見直し



5 尾道市公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 尾道市公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会について必要な事項は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第3項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則(平成23年6月29日条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

尾道市公立大学法人評価委員会運営規程等の制定について

1 評価委員会運営規程等を制定する目的

尾道市公立大学法人評価委員会条例第7条の規定¹に基づき、委員会の運営方法の詳細について定めるものです。

1 『尾道市公立大学法人評価委員会条例第7条の規定』

(補足)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

2 尾道市公立大学法人評価委員会運営規程(案) 概要

条項	概 要
2	委員長の任期は、委員の任期である2年とする。
3	会議を開催するときは、あらかじめ委員長が日時、場所及び議題を委員に通知する。
4	会議に出席できない委員は、文書により意見を提示することができる。
5-1	やむを得ない理由で会議を開く余裕がない場合は、(メール、郵送等で)会議資料を委員に送付して、意見・賛否を問うことで、委員会の議決とすることができる。
5-2	上記により議決した場合は、次の会議で委員長が報告する。
6-1	会議は、次の場合を除き公開する。 (1) <u>尾道市情報公開条例に規定する不開示情報</u> ² の調査審議 (2) 公開することで公正・円滑な議事運営に著しい支障が生ずる場合
6-2	会議の傍聴方法は、別に会議公開実施要領で定める。
7	特に専門的な意見を聴く必要があるときは、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。
8	臨時委員を置く必要があるときは、市長に申し出る。
9	会議の議事要旨・資料(非公開情報を除く。)は、尾道市ホームページで公表する
10	この規程のほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

2 『尾道市情報公開条例に規定する不開示情報』

- 法令、条例等により公開できない情報
- 個人情報
- 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益が損なわれる情報
- 生命・身体・財産等の保護、犯罪予防その他の公共の安全の確保・維持に支障が生ずるおそれがある情報
- 市、関係機関との間における審議、検討、調査研究等に関する情報で、公開することにより、著しい支障が生ずるもの
- 市が行う検査、監査、訴訟、入札、用地買収その他の事業に関する情報で、公開することにより、著しい支障が生ずるもの
- 市、国等との間における協議、依頼等により作成・取得した情報で、公開することにより、公正・適切な執行に著しい支障が生ずるもの

3 尾道市公立大学法人評価委員会会議公開実施要領（案）概要

条項	概 要
2	会議の日程、審議項目、会場及び傍聴手続は、あらかじめ尾道市ホームページで公表する。
3-1	傍聴者の定員は、あらかじめ委員長が定める。
3-2	傍聴者に対しては、委員会当日に資料を配付する。
4-1	傍聴希望者は、先着順に受け付ける（希望者多数の場合は、抽選）。
4-2	傍聴希望者は、事前申込みをする（空席がある場合は、当日申込みを認める）。当日申込みの場合は、資料を配付しないことがある。
5	会議を乱すおそれのある者は、傍聴席に入ることができない。
6	傍聴席では、私語、携帯電話の使用等、議事の妨害となるような行為をしてはならない。
7	傍聴席では、写真撮影、録画、録音等をしてはならない（委員長の許可を得た者は除く）。
8	5～7 に違反し、会議の公正かつ円滑な進行を妨げた場合は、退場を命ずることができる。

4 尾道市公立大学法人評価委員会運営規程（案）全文

尾道市公立大学法人評価委員会運営規程を次のように定める。

平成23年10月 日

尾道市公立大学法人評価委員会
委員長

尾道市公立大学法人評価委員会運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、尾道市公立大学法人評価委員会条例（平成23年条例第31号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、尾道市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長の任期）

第2条 委員長の任期は、委員の任期とする。

（会議の招集）

第3条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

（文書による意見の陳述）

第4条 委員は、会議に出席できない場合であっても、委員長の許可を受けたときは、会議において文書により意見を提示することができる。

（書面による議決）

第5条 委員長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員長が委員会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 尾道市情報公開条例（平成12年条例第8号）第6条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

2 会議の傍聴方法については、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めるときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(臨時委員の配置)

第8条 委員長は、条例第2条第3項の規定により臨時委員を置く必要があると認めるときは、委員会に諮った上で、市長にその旨を申し出ることとする。

(議事録等)

第9条 会議の議事要旨及び資料(第6条第1項の規定により非公開とされた場合を除く。)は、尾道市ホームページで公表する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規程は、平成23年10月 日から施行する。

5 尾道市公立大学法人評価委員会会議公開実施要領(案) 全文

尾道市公立大学法人評価委員会会議公開実施要領を次のように定める。

平成23年10月 日

尾道市公立大学法人評価委員会
委員長

尾道市公立大学法人評価委員会会議公開実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾道市公立大学法人評価委員会運営規程(以下「規程」という。)
第6条第2項に基づき、尾道市公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)
の会議の公開の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会開催の周知方法)

第2条 会議の日程、審議項目、会場及び傍聴手続については、あらかじめ尾道市ホームページで公表する。

(傍聴定員及び配付資料)

第3条 傍聴者の定員は、会議の開催に際しあらかじめ委員長が定める。

2 傍聴者に対しては、原則として当日委員会に提出される資料を配付する。

(傍聴手続)

第4条 傍聴希望者(報道関係者を除く。以下同じ。)は、原則として先着順に受け付ける。ただし、傍聴希望者が多数にのぼると見込まれる場合は、抽選の方法によることができる。

2 傍聴希望者は、委員長が定める日までに事務局に氏名、電話番号その他必要な事項を申し出るものとする。ただし、当日傍聴希望があった場合で、傍聴予定者が傍聴定員に達していないときは、傍聴を認めるものとする。この場合においては、資料を配付しないことがある。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号いずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器又は危険のおそれあるものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのある物を持っている者
- (4) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 異様な服装をしないこと。
- (2) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (5) 静かに傍聴し、私語、談笑、携帯電話の使用その他議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第7条 傍聴者は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者はこの限りでない。

(秩序の維持)

第8条 傍聴者が前3条の規定に違反し、会議の公正かつ円滑な進行を妨げた場合には、委員長は当該傍聴者に対して退場を命ずることができることとする。

付 則

この要領は、平成23年10月 日から施行する。